

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第十七条関係）

別表（第十七条関係）

一六	（一）輸出貿易管理令別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。） （二）関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）
五 一 一	（略）	（略）

一六	関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）
五 一 一	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて、「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロ、第三号及び第四号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）該当しないとき。</p>	<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて、「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロ及び第三号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び第三号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。二及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四 別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ・ロ（略）  
ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しよう

三 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ・ロ（略）  
（新設）

（新設）

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の二に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しよう

とするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及び二のいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイから二までのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

六 別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）又は（十）に掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸取引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及び二のいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイから二までのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2）4（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一五	（略）	貨物	地域
一六	（一）次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物	全地域（別表第三に掲げる地域を除く）

とするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

五 別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）又は（十）に掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸取引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

2）4（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一五	（略）	貨物	地域
一六	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四六類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に	貨物	全地域（別表第三に掲げる地域を除く）

- 1 | ニッケル合金又はチタン合金
- 2 | 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリ・ノルマル・ブチルを含むもの
- 3 | 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 4 | 軸受又はその部分品
- 5 | 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
  - イ | 数値制御を行うことができる工作機械
  - ロ | 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができないものを除く。）
  - ハ | 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
- 6 | 二次セル
- 7 | 波形記憶装置
- 8 | 電子部品実装ロボット
- 9 | 電子計算機又はその部分品
- 10 | 伝送通信装置又はその部分品
- 11 | フェーズドアレーアンテナ
- 12 | 通信妨害装置又はその部分品
- 13 | 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の

く。  
（

該当する貨物（一から一五までの項の中）欄に掲げるものを除く。  
（

- 
- 
- 
- 干渉を観測することにより位置を  
探知することができる装置
- 14 光検出器若しくはその冷却器若  
しくは部分品又は光検出器を用い  
た装置
- 15 センサー用の光ファイバー
- 16 レーザー発振器又はその部分品
- 17 磁力計、水中電場センサー若し  
くは磁場勾配計又はこれらの部分  
品
- 18 重力計
- 19 レーダー又はその部分品
- 20 加速度計又はその部分品
- 21 ジャイロスコープ又はその部分  
品
- 22 慣性航法装置その他の慣性力を  
利用する装置又はこれらの部分品
- 23 ジャイロ天測航法装置、天体若  
しくは人工衛星の自動追跡により  
位置若しくは針路を測定すること  
ができる装置、衛星航法システム  
からの電波受信装置若しくはその  
部分品又は航空機用の高度計
- 24 水中用のカメラ又はその附属装  
置
- 25 大気から遮断された状態で使用  
することができる動力装置
- 26 開放回路式の自給式潜水用具又  
はその部分品
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
-

<p>27 ガスタービンエンジン又はその部分品</p> <p>28 ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>29 若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品</p> <p>30 航空機又はその部分品</p> <p>31 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品</p> <p>32 フラッシュ放電型のエックス線装置</p> <p>(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。</p>	

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

別表第三の三(第四条関係)  
(略)


(新設)

別表第三の二(第四条関係)  
(略)

